



麦 秋

金色の穂の海がうねっている。

遠くに農夫の姿が見え隠れしている。

空にはヒバリのさえずりがいつまでも続いている。

つかの間、失われて久しいゆるやかな時の流れが、我々の
身近に甦っている。

6月のおもな行事

- 1日 行政資料室新装オープン
- 2～3日 毎月勤労統計調査全国統計主管課長会議(東京都)
- 10～11日 昭和56年度商業動態統計調査説明会(山梨県)
- 11～12日 四県県民所得推計事務研究会(埼玉県)
- 11～12, 17～18日 56年事業所統計調査第二次市町村担当者事務打合せ会
(常陸太田市, 筑波町)
- 24～26日 昭和56年度統計グラフ指導者講習会(水戸市, 土浦市,
結城市)

行政資料と公開

1. はじめに

行政情報の公開については、国民の知る権利とプライバシーの保護という相反する基本的かつ重要な問題にかかわることでもあって、このところ国でも地方公共団体でも、また、国民の間にも、徐々に大きな関心をもたれてきたし、認識されてきているといえる。

最近、県や一部の市町村においても、この問題の検討に着手する動きもあって今後の対応が注目されることである。

そこで、ここでは情報公開の一環として今後より一層の充実整備が期待される現在の本県行政資料室の現状と課題について若干の考察をしてみたい。

2. 設置の趣旨

行政資料室は、県民に対する行政資料公開の一環として、各種行政刊行物を収集、集中管理し、庁内はもとより県民の効率的な利用サービスに資することを目的としている。

もとより保管資料は、いわゆる行政情報としての広義の行政機関の公文書まで対象とするものでなく、既に各課室で発刊公表された行政刊行物の集中管理サービス施設といえる。

各行政機関が発行する行政刊行物は、作成の都度関係先へ配布され、利用に供されているのであるが、印刷部数が限られており、その内容の詳細についてまで広く一般県民が知ることは困難である。また、古い資料に至っては散逸したり、廃棄して無くなっていたりして探し出すことは容易なことではない。したがって、多種多様な行政刊行物を1ヵ所に分類整理し、保存し、集中管理することは、貴重な資料の散逸防止のためにも、また、歴史的、記録的にも極めて重要であり、利用面からも大いに便益があるといえる。

3. 設置の経緯

(1) 昭和42年9月新設

昭和40年6月に茨城県行政調査会が設置され、「新しい行政の改善策」について調査審議の結果、41年11月に知事あて答申があった。その1つとして、情報化社会の中における全庁的行政資料管理利用の集約化の確立によって、行政能率の向上、窓口の拡大、無駄の排除などを図るため、行政資料室の設置が要請され、42年9月に、本庁舎3階(92㎡)に設置された。

(2) 昭和49年12月移転

その後、49年12月に新築された付属庁舎3階(123㎡)に、面積も拡大され、閲覧スペースを拡充して移転した。

(3) 昭和56年6月移転

最近の行政資料に対する県民の利用の高まりの中で、行政情報の提供について、従来の行政資料室の充実整備を図るため、設置場所を含めて資料内容の充実、利用環境の改善等について検討を加えてきた。

この間、55年3月議会では予算特別委員会において、行政資料室の現状とあり方について論議された。

この度、県庁舎の一部配置替えに併せて、現在の手狭な庁舎の利用状況の中で、利用の利便性と利用環境の改善に配慮して、本庁舎地下正面側(144.4㎡)に移転することとなった。

新装なった資料室は、開かれた明るい利用しやすい施設としてのイメージアップに最大の配慮をした。また、地下への急階段の手すり、地下での蔵書保護のため除湿器の設置等の配慮もされた。6月1日の新装オープンには各紙に報道され、1ヵ月を経過した現在では利用者も急増して、好評をえている。

余談になるが、過去2回の移転はそれぞれその時の事情と背景があったと思うが、奇しくも7年目ごとに移転したことになった。

4. 行政資料室の現状

収納資料は、本県をはじめ中央省庁、都道府県、県内市町村、会社団体等で作成刊行した各種統計書、計画書、報告書、年報、月報等刊行物で、収納冊数は次のとおりです。

(単位：冊、56.3.31現在)

| 総数 | 分類 | | | | | | |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|
| | 中央省庁 | 都道府県 | 茨城県 | 県内市町村 | 会社・団体 | 一般図書 | 特殊図書 |
| 24,751 | 7,870 | 7,694 | 6,248 | 1,010 | 419 | 1,487 | 23 |

利用は、県職員をはじめ一般県民の方々にも開放しており自由に利用することができます。

利用時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後4時30分
土曜日 午前9時～午前11時30分

貸出しは、原則として10日間を限度として貸出しているが、県職員以外は身分証明書等の呈示が必要である。なお、保管資料は永久に保存する性質のものほか、補充困難な資料が多いため貸出しを制限する場合もある。

そのほか、コピー・サービス、資料相談、資料総目録の刊行も行っている。

5. 今後の課題

新装なった行政資料室は、県民が自由に閲覧、利用できる施設として一応の形は整えられたが、今後は内容の整備

充実が急務である。以下私見にわたるが若干考察してみる。

(1) 資料の収集方法

行政資料室の使命は、先ず庁内資料の収集にあるがこれがなかなか難しい。これにはその掌にある担当者がどれだけ頑張っても限度があり、現行の行政資料収集規程(昭42, 訓令第15号)は十分機能していないし、収集方法の再検討に迫られている。

情報公開にかかる国民的関心が高まる現在、第1に、県全体として県民参加の一環として県政をよりよく理解してもらい県民サービスの窓口として不可欠であるという認識と協力が是非とも必要である。第2に、全庁的な責任分担と収集システムの確立を図り、第3にこれらをふまえて資料要求というか追求できる何らかのチェックシステムをつくる必要があるであろう。

また、効率的で利便な行政資料室として機能させるためには、このように収集できる資料の集中管理と日常の業務資料の各課室分散管理の併用による登録制度の徹底を図るような運用の検討が必要である。

(2) 資料の収集範囲

現行の収集規程では、行政資料とは各種統計書、計画書、報告書、年報等刊行物並びに県政に関係ある図書及び資料とされている。

運用上は、各課室で発行公表する印刷刊行物について提供をうけているが、範囲・規準を限定するほど集まっていないためか、必ずしも収集範囲が明確でない。

収納資料は、室設置以前から保有していた各種統計書が中心とはいえ、42年に設置以来既に14年を数え、中央省庁、都道府県等の資料を含め年々蔵書量は増大の一途にある。保管スペースには限度がある。収集範囲という

か保管整備基準と保存年限を検討しなければならない。併せて資料別、年次別の合冊製本あるいはマイクロフィルム等による保管方法の検討も必要となろう。

また、同種の他の施設との競合を排除し、可能な限り機能分担を考えなければならない。すなわち、県行政資料室、県立図書館、県歴史館及び県議会図書館との機能分担と連けいを検討する必要がある。

(3) 資料サービスの方法

行政資料を公開し、閲覧、貸出しサービスを行っているが、保有資料は永久保存のもの、あるいは補充の困難な貴重な資料が多く、実際には貸出しできないものがある。便利なコピー・サービスも行っているが、無制限ではない。特定サービスとして有償制を採用する必要がある。

また、利用頻度の高いというか需要の多い資料にあっては、積極的な県民サービスの手段として、当該資料の増刷による有償頒布提供の方法も考えてよいと思う。これは現状では種々のむずかしい点もあるが、今後の県民サービスの一環として検討する必要がある。

(4) その他

以上のほかに若干の問題または課題を列挙すれば次のような点がある。

- ① 行政資料室の内容等について県民への積極的なPRを図る。
- ② 行政資料室の充実整備と利用者の多様化と増加に伴い、管理職員専門化が一層要請される。
- ③ 欠本資料の補充等、資料の整備充実を図る。
- ④ 現在の保有資料の大半は統計資料で、もともと業務参考資料として保有していたものであって、統計の業務利用との斉合性を図る。



6月1日のオープニングで標示燈を点燈する竹内副知事



閲覧風景

昭和56年事業所統計調査のあらまし

今年の7月1日には、全国いっせいに事業所統計調査が行われます。

事業所統計調査は、我が国のすべての事業所を対象とした調査で、昨年行われた国勢調査と並ぶ国の最も基本的な統計調査です。この調査は、昭和22年に第1回目、翌23年に第2回目の調査が行われ、以後3年ごとに実施されており、今回の調査は第13回目に当たります。また、今回の調査で調査対象となる事業所数は全国で630万程度が見込まれ、その事業所を調べるため約11万人の事業所統計調査員が配置されます。

1. 調査の目的

事業所統計調査の目的は、生産、投資、雇用など経済活動の基礎単位となる事業所及び企業の産業、従業者規模等の基本的構造を全国並びに地域別に明らかにすることです。この結果は、経済計画や地域開発計画など各種施策の基礎資料として利用されています。また、同時に、事業所に関する名簿を作成して、事業所を対象とした各種の統計調査実施のための資料を提供することとしています。

2. 調査の期日

調査は、昭和56年7月1日現在で行います。

3. 調査の法的根拠

事業所統計調査は、国の行う重要な統計調査として、指定統計第2号に指定され、統計法に基づいて公布された事業所統計調査規則に従って実施されます。

4. 調査の対象

事業所のうち農林漁家等を除くすべての事業所が調査の対象となります。

事業所とは、人が賃金や報酬を得て働いている場所のことで、会社や工場、店舗、官公庁、病院、学校のほか、神社、寺院なども含まれます。

5. 調査の種類及び調査事項

調査は、甲調査、乙調査及び丙調査に分けて行います。

- 甲調査は民営の事業所について、次の事項を調査します。

〔全事業所について〕

ア 名称
イ 所在地
ウ 経営組織
エ 開設時期
オ 事業の種類・業態

〔会社について〕

ア 資本金額
イ 支所・支社・支店の数
ウ 会社全体の常雇数
エ 会社全体の主な事業の種類
オ 支所について、本所の所在地

- 乙調査は「物品賃貸業」、「旅館、その他の宿泊所」、「洗たく・理容・浴場業」、「その他の個人サービス業」、「映画業」、「娯楽業(映画業を除く)」、「自動車整備及び駐車場業」及び「その他の修理業」の事業所について、次の事項を甲調査の調査事項に追加して調査します。

ア 名称
イ 現金給与支給額
ウ 最近の1年間の総売上高

- 丙調査は、国・地方公共団体及び公共企業体の事業所について、次の事項を調査します。

ア 名称
イ 所在地
ウ 事業の種類
エ 職員数

6. 調査の方法

調査は、次の系統を通じて行います。

- (1) 甲調査及び乙調査について

総理府統計局—都道府県—市区町村—指導員—調査員—事業所

実際の調査活動は、都道府県知事により任命された調査員が行います。

- 調査票の配布と取集

調査員が6月下旬から各事業所を訪問し、調査票を配布して記入を依頼します。7月中旬までの間に再度各事業所を訪問して、調査票の取り集めを行いますが、場合によっては調査員が聞き取りによって調査することもあります。

- 調査票と磁気テープの提出

記入された調査票は、指導員及び市区町村での内容審査を経て都道府県に提出します。都道府県では、再度内容を審査した後、コンピュータを用いて調査票甲の内容を記録した磁気テープを作成し、調査票甲及び調査票乙とともに総理府統計局に提出します。

(2) 丙調査について

丙調査は前記のとおり、国・地方公共団体及び公共企業の事業所を対象としており、対象となる事業所の性格から、調査員によらず各省庁、都道府県、市区町村及び公共企業の組織を通じて行われます。また、記入された調査票は、それぞれ審査完了後、総理府統計局に提出します。

7. 集計事項

次の事項について全国、都道府県別、市区町村別、地域圏別及び基本調査区別に集計します。

(1) 全事業所について

産業別、従業者規模別、経営組織別、本所・支所の別、形態別及び開設時期別の事業所数及び従業者数並びに従業上の地位別従業者数

(2) サービス業の事業所について

産業別、従業者規模別、経営組織別、本所・支所の別及び売上高階級別の事業所数、従業者数及び平均給与額

(3) 会社について

ア 産業(企業)別、従業者(常雇)規模別、経営組織別、資本金階級別の企業数

イ 支所について、本所の所在地別事業所数及び従業者数

等詳細な集計を行います。

8. 公表の時期

要計表による全国及び都道府県別事業所数を56年10月に概数として公表します。その後詳細な集計結果は、都道府県編、全国編、会社企業編、サービス業編等として、逐次刊行しますが、今回は、前回調査に比べ半年以上早まる予定です。

報告書は、おおむね次のような編成で刊行する予定です。

- | | |
|-----------|---------|
| (1) 全国速報 | 57年3月 |
| (2) 全国編 | 57年7月 |
| (3) 都道府県編 | 57年3～6月 |

(4) 会社企業編 57年8月

(5) サービス業編 57年9月

9. 結果の利用

事業所統計調査の結果は、国や都道府県、市区町村の行政機関はもちろん、学術・研究機関、民間団体、企業等幅広く利用されています。そのうち主な利用状況を例示しますと、次のとおりです。

(1) 地域開発計画、都市計画の立案

例えば、都市計画法に基づく工業団地、流通団地の設置や埋立等に伴う公共施設や事業所の配置計画等

(2) 社会保障、交通・通信、雇用、公害など各種行政施策の立案

例えば、保険、年金対象の適用範囲の検討、物資流通事情のは握と交通網の整備、電信電話施設の拡充計画、労働災害の対策、産業廃棄物の規制、火災等危険度の測定等の各種施策

(3) 国民所得、県民所得、市区町村民所得、産業連関表などの加工統計の作成

例えば、産業別生産額及び分配所得等の基本推計資料

(4) 工場の規制や地方分散の計画立案

例えば、工場の再配置計画、観光施設、過疎地域対策等の計画資料

(5) 各種の事業所や企業を単位とする標本調査のフレームの提供

例えば、毎月勤労統計調査、賃金構造基本統計調査、給与実態調査、個人企業経済調査、科学技術研究調査等各種統計調査の母集団フレーム

(6) 民間における市場調査や事業所の新設計画

※ 詳しくは、下記へお問い合わせ下さい。

茨城県企画部統計課・商工統計グループ

TEL 0292-21-8111 (内線)422,424